5. 506
14―14.5GHzの周波数帯は、他の固定衛星業務の通信網と調整を行うことを条件として、固定衛星業務（地球から宇宙）の中で、放送衛星業務のためのフィーダリンクに使用することができる。このフィーダリンクの使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。
5. 506A
14―14.5GHzの周波数帯においては、等価等方輻射電力が21dBWを超える船舶地球局は、決議第902（ＷＲＣ―03）に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第４号に定めた完全な情報が2003年７月５日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。
5. 506B
固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス、ギリシャ及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第902（ＷＲＣ―03）に示すこれらの国からの最小距離内において、14―14.5GHzの周波数帯で運用できる。
5. 507（未使用）
5. 508
付加分配：ドイツ、フランス、イタリア、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及び英国では、14.25―14.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5. 508A
14.25―14.3GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ＩＴＵＲ勧告M. 1643第１附属書第Ｂ部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5. 29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。
5. 509（未使用）
5. 509A
14.3―14.5GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ＩＴＵＲ勧告M. 1643第１附属書第Ｂ部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5. 29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。
5. 510
固定衛星業務（地球から宇宙）による14.5―14.8GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。
5. 511
付加分配：サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、オマーン、パキスタン、カタール、シリア及びソマリアでは、15.35―15.4GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5. 511A
15.43―15.63GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務（宇宙から地球）にも分配される。固定衛星業務（宇宙から地球及び地球から宇宙）による15.43―15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9. 11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。固定衛星業務（宇宙から地球）による15.43―15.63GHzの周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により2000年６月２日前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ＩＴＵ―Ｒ勧告Ｓ．1341に従うものとする。15.35―15.4GHzの周波数帯の電波天文業務を保護するため、15.43―15.63GHzの周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダリンク（宇宙から地球）システム内の全ての宇宙局から15.35―15.4GHzの周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHzの周波数帯域幅当たり時間率２％以上で－156dB（W／㎡）のレベルを超えてはならない。
5. 511B（未使用）
5. 511C
航空無線航行業務で運用する局は、ＩＴＵ―Ｒ勧告Ｓ．1340に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局（無線通信規則第4. 10号の適用）を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ＩＴＵ―Ｒ勧告Ｓ.1340に従わなければならない。
5. 511D
15.4―15.43GHz及び15.63―15.7GHzの周波数帯においては、1997年11月21日までに完全な事前公表情報が無線通信局によって受領された固定衛星業務のシステムは宇宙から地球方向で、15.63―15.65GHzの周波数帯においては地球から宇宙方向で運用できる。15.4―15.43GHz及び15.65―15.7GHzの周波数帯においては、非静止宇宙局からの送信は、到達する全ての角度に対して、地表面電力束密度制限値－146dB（W／（㎡・MHz））を超えてはならない。主管庁は、15.63―15.65GHzの周波数帯において、ある到来角において－146dB（W／（㎡・MHz））を超える非静止宇宙局からの送信を計画している場合は、無線通信規則第9. 11A号の規定に従って影響を受ける主管庁と調整する。15.63―15.65GHzの周波数帯において地球から宇宙方向で運用する固定衛星業務の局は、航空無線航行業務の局（無線通信規則第4. 10号の適用）に有害な混信を生じさせてはならない。
5. 511E
15.4―15.7GHzの周波数帯において、無線標定業務の局は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。
5. 511F
15.35―15.4GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、15.4―15.7GHzの周波数帯において運用する無線標定業務の局の電力束密度は、電波天文観測のいかなる地点においても、15.35―15.4GHzの周波数帯のうちの50MHzの周波数帯幅当たり時間率２％以上で－156dB（W／㎡）のレベルを超えてはならない。
5. 512
付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、セルビア、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15.7―17.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5. 513
付加分配：イスラエルでは、15.7―17.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。これらの業務は、無線通信規則第5. 512号に掲げていない国の分配表に従って運用する業務からの保護を求めてはならない。また、これらに有害な混信を生じさせてはならない。